

業務改善 助成金のご案内

賃金と業務の改善を国が
応援してくれるのか。
知らなかったあ〜!

会社と働く人を
応援します。



この補助金は、中小企業事業主を支援する制度です。



支給手続き



支給の要件

①賃金改善計画

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、1年目に40円以上の引き上げを実施すること。

②業務改善計画

業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修など）についての計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

平成24年度助成対象地域33県

県名	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山
	石川	福井	山梨	長野	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	山口	徳島
	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(下限5万円、上限100万円)

※賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限り。

お問い合わせ・申請先

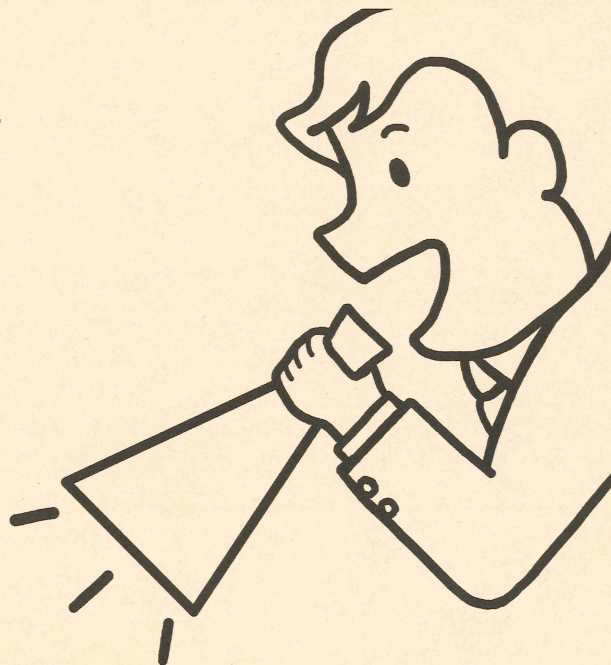
お問い合わせ先

宮城県最低賃金総合相談支援センター

〒980-0014 仙台市青葉区本町1-9-5

五城ビル4階 宮城県社会保険労務士会内

☎ 022(223)0573



お問い合わせ・申請先

宮城労働局労働基準部賃金室

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階

☎ 022(299)8841

